

第3回 大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会 議事要旨

1. 会議名称 第3回 大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会
2. 日 時 平成27年7月24日(金)13:30 ~ 14:50
3. 場 所 富山県中小企業研修センター 2階 大ホール
4. 議 題
 - (1) 災害廃棄物対策関連の主な国の動きについて
 - (2) 大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会設置要綱の改正について
 - (3) 平成26年度 自治体事例調査結果について
 - (4) 平成26年度 事業者等向けヒアリング結果について
 - (5) 今年度の予定について
5. 出席者
別紙参照
6. 資料
 - (配布資料)
 - 資料1-1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律(平成27年法律第58号)の概要
 - 資料1-2 廃棄物処理法及び災害対策基本法の一部改正法の制定に伴う廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行令及び施行規則の一部改正について
 - 資料1-3 災害廃棄物対策の一層の推進について
 - 資料2 「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」(仮称)の位置づけ(「災害廃棄物対策指針」との関係について)
 - 資料3 大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会 開催要綱(案)
 - 資料4 【平成27年度】災害廃棄物対策の検討体制及び主な検討事項
 - 資料4(別紙) D.Waste-Net(災害廃棄物処理支援ネットワーク)に期待する役割、機能等について
 - 資料5 大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会設置要綱(改正案)
 - 資料6 平成26年度 自治体事例調査結果
 - 資料7 平成26年度 事業者等向けヒアリング結果
 - 資料8-1 平成27年度 大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会の開催予定
 - 資料8-2 中部ブロック災害廃棄物セミナーの開催概要
 - 資料9 平成27年度大規模災害時における処理困難物適正処理モデル事業に係る業務の概要及び企画書作成事項

7. 議事内容

議事

(1) 災害廃棄物対策関連の主な国の動きについて

事務局（環境本省） 資料 1-1 及び 1-2、1-3、2、3、4 について説明を行った。

福井県 廃棄物処理計画に災害廃棄物処理計画に関する項目を盛り込むということで、法令に関する施行令や施行規則の時期を伺いたい。時期が未定ということであれば、具体的な内容について事前に伺いたい。また、内容を詳細に記載した通達やガイドラインを出す予定があるかも伺いたい。

事務局（環境本省） 施行令については 7 月 14 日に改正案を閣議決定し、環境省 HP の報道発表で公表したところ。省令についても 7 月 17 日に法律の公布日と同日に施行するということで既に改正しており、同じく環境省 HP の報道発表で公表している。法律、施行令及び省令それぞれの施行通知については現在準備中であり、法律の施行日である 8 月 6 日には通知を出せるよう準備を進めている。

福井県 廃掃法のガイドラインについて改正の予定はあるか。

事務局（環境本省） ガイドラインについてはまだ改正するとの決定はされていないが、改正するのが適切であると考え。第 4 回検討会で基本方針の改正に係る災害廃棄物部分の内容が固まった後、審議内容に合わせて改正の検討も行うことになるのではないかと考える。

福井県 本県では今年度末が廃棄物処理計画の改定時期となっており、ガイドラインとずれてしまうのではと考えるが問題ないか。

事務局（環境本省） ガイドラインを変更するとしても、既に国として実施していただきたいことは、平成 26 年 3 月策定の災害廃棄物対策指針と、平成 27 年 2 月の巨大災害発生時の災害廃棄物処理に係る対策スキーム（以下、対策スキームという）のいずれかに記載しており、ガイドラインの改正部分は両資料の内容、趣旨をまとめたものとなるため、県としてそれらを参照の上災害廃棄物について何らかの記載をしていただくのであれば内容がそれほどずれることはないかと考える。また、必要なことは県として必要なところを書いてあるかということであり、各県で災害廃棄物対策の進捗が異なることもあるかと思うので、ガイドラインと完全に一致しなくても問題はないと考える。ガイドライン自体がそもそも法律に基づいて県に何かを義務付けるものではなく、あくまで皆様の固有の事務を遂行していただく上で参考となるものをお示ししているものであり、その内容からずれているからといって問題があるものではない。

福井県 具体的に廃棄物処理計画に書かなければいけない項目は、災害廃棄物対策指針や対策スキームに記載されたことをピックアップしたものや、施行令や施行規則に記載されていることを項目立てで作成すれば良いということか。

事務局（環境本省） 基本的にはそのとおり。ただ、廃棄物処理計画に書き込む事項を省令で 3 つ規定しているが、その内容は非常におおまかなものとなっているので、省令の規定事項よりは災害廃棄物対策指針等の項目の方が参考になると思う。

愛知県 D.Waste-Net について、民間事業者団体の範囲としては実際に輸送や燃料など細かい事業者団体も想定しているのか。どれ位の範囲を想定しているかを伺いたい。

事務局（環境本省） 資料の P.20,21 を参照いただきたい。P.21 に民間事業者団体の具体的な名称を記載しているが、まずはここに掲載されている事業者を対象とし、将来的に拡張していく予定であること、また今年度はまず国で作ることとしており、環境省と覚書などを締結できる方ということで全国規模の団体を想定している。他方で、P.20 に民間事業者団

体地方支部とあるのは、いくつかの全国団体の支部については地方ブロック協議会に参加していただいているかどうかということ踏まえて作成した資料であり、地方ブロック協議会については、現在想定している団体と異なる団体が入ることもあり得るかと思う。国としては、一企業ではなくグループ団体や協会であるという枠組み、基本条件は必要かと思うが、参画する者に対してそれ以上の限定をかけるということは今は想定していない。

愛知県 地域の枠組みまで考えた連携のあり方についても示していただけるのか。地域ではどのように参加いただくかという具体的なところまで踏み込んだシステムを考えておられるか。

事務局（環境本省） 今後どこまで民間に入ってもらえるかということもあるが、D.Waste-Netについてはまずは窓口的な機能と考えており、地域により災害対策に係る取り組みの深度が異なるため、国として推奨はするものの実態としてどこまでいけるのか、というところはまだ見えていない。民間事業者団体グループに平時または災害時に何を求めたいかをP.19に記載しており、自治体との協定締結も記載しているとおり、行く行くはそこまで踏み込んでいければと国としては考えている、という状況である。

四日市市 災害廃棄物処理計画については、一般廃棄物処理計画、地域防災計画への記載も可とのことだが、これまでも他省庁がブロック化を行っていると思うが、そこの整合性は図られているのか。例えば平成7年の阪神・淡路大震災の後に、消防に関する支援で県をまたぐようなブロック担当制のような計画があったかと認識しているが、事前にいただいているブロック化の話は、そこの整合性が図られたものなのか。また、計画も全体的な計画の整合性をもった上でこういった形となっているのか。

事務局（環境本省） 他の行政分野の計画と個別に照らし合せをしている訳ではないが、災害対策に関する計画については地域防災計画に収斂することになっており、災害廃棄物や消防、土砂災害、津波災害等の各計画は、地域防災計画との整合性がとられていないと機能しないため、整合性が図られていると考えている。廃棄物についても災害対策の一分野なので、地域防災計画を睨みながら策定する必要があると考えている。環境省の防災業務計画または災害廃棄物対策指針については、国が作っている防災基本計画と廃棄物の基本方針と両方との整合をとる形で作成している。他方、地域単位についての整合性ということになると、地域ブロックの割り方が各省庁により異なるということがあり、例えば南海トラフの場合、太平洋側だけが作る南海トラフブロック協議会というものが法定されているが、そのブロックと、本中部ブロック協議会は、被災地域は重複するがブロックの対象とする県は異なるということになっている。国土交通省等が作るブロック協議会についても、地方事務所の区分が異なるため県によっては整合性がとれていない状況となっている。いずれにせよ、防災については内閣府が中心となるため、特に内閣府と連携をとりながら進めたいと考えている。なお、災害廃棄物処理計画及び地域ブロック計画を法定化しなかった理由はそこにもあり、たとえば、行く行くは各県が実情に応じていずれかの地域ブロック協議会を中心に進めていきたいと考えるようなことも想定され、地域レベルでの連携のあり方やブロック協議会の取組も将来的には見直す必要があるかと思い、柔軟性を残すために法定化を行わなかったという背景がある。

岐阜県 資料P.6の非常災害時における特例措置について、非常災害時においては、例えば一般廃棄物処理業の許可を要しない者の追加が認められるということだが、期限はいつまでと考えればよいか。5年後でも10年後でも処理が終わらなければ認められるということか。

事務局（環境本省） 災害で生じた廃棄物ということになるので、災害により生じた廃棄物がある限りということになる。例えば再生利用率を高めたいので処理期間を長期間設けたい、

また逆に、処理を1年以内に終わらせたいという場合には、その処理期間によるものと考えている。

岐阜県 一般廃棄物処理業の許可をもっている業者との調整はできているか。既に許可を取得して、本来であれば自分たちが処理すべきことを、非常時は許可を取得していない業者もできるということは理解いただけるかと思うが、15年、20年といった場合、理解いただけるかということについて話しているのか。

事務局（環境本省） 例えば広島土砂災害クラスの災害で処理に10年かけるのか、という現実にはどうかなということもあるが、各市町村の判断をどこまで地域の事業者理解していただけるかということについては、むやみに再委託をするのが適切かというところは各市町村に判断いただくことだろうと思う。全般的に業界を問わず、今回の改正は非常に必要であると応援していただいております、どこかの業界から適切でない、という声をいただいたということは無かった。とはいえ、パブリックコメントでは再委託については慎重に行うべきというご意見をいただいております、環境省としても再委託可能な期間は区切っていないが、いつまでも良いということではなく、市町村が必要と判断する期間であることが前提になる。

事務局（環境事務所） その他、何かご意見、ご質問があれば事務所または本省あてにご連絡いただきたい。

（2）大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会設置要綱の改正について

事務局（環境事務所） もともと中部ブロック協議会は中部地方環境事務所管内をベースに静岡県に入っていたということも発足したが、加えて滋賀県に入っていたことを考えた。理由として、三重県、岐阜県、福井県と隣接しており、また太平洋側と日本海側を結ぶような位置関係にあるということもあり、参画いただくと良いのではという事務所の考えがあったが、加えて、他分野での防災対策との関係性もある。東日本大震災の際にも全国知事会で広域的な連携を調整され非常に機能したということだが、震災後教訓を活かして改正された協定書ということで災害時に全国の都道府県で協力をするという全国知事会の協定書が作られている。その中に記載されているブロック知事会の一つである中部圏知事会には滋賀県も含まれており、災害廃棄物は防災の一分野なので、防災全体の広域連携と整合性をとるという意味で、構成員として参加いただけないかということでお話させていただいた。これらを踏まえて資料5の通り、設置要綱を改正し中部ブロックの範囲に滋賀県を追加したい。合わせて、別表に滋賀県の担当課長を追加したい。その他、所属等の変更があったため、別表を一部修正する。ご質問、ご意見等あればいただきたい。

（異議なし）

事務局（環境事務所） それでは、資料5の通り、本日付で設置要綱を改正する。滋賀県にご出席頂いているので、一言ご挨拶いただきたい。

滋賀県 中部圏の方とはごみゼロ会議等でも連携させていただいております、浅からぬ縁がある。東海と北陸の接点に位置しているということもあり、災害廃棄物関係の連携をとらせていただきたいと考えている。これまで滋賀県は災害が少なかったこともあり災害廃棄物対策が進んでいない状態だが、中部圏の皆様のお知恵を借りながら、滋賀県の災害廃棄物対策も進めていければと思っているので、よろしくお願ひしたい。

(3) 平成 26 年度 自治体事例調査結果について

事務局 (PCKK) 資料 6 について説明を行った。

(4) 平成 26 年度 事業者等向けヒアリング結果について

事務局 (PCKK) 資料 7 について説明を行った。

(5) 今年度の予定について

事務局 (環境事務所) 資料 8-1 及び 8-2、9 について説明を行った。

所長挨拶

閉会

以上